

審査基準

平成27年4月1日作成

法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項：第3条の3
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者：徳島県公安委員会
法令の定め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、徳島県警察本部生活安全企画課）
問い合わせ先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）
備考：